

災害廃棄物処分業者（岩手県宮古市先行事業分）募集要領

1 事業名

東京都災害廃棄物受入処理事業（岩手県宮古市先行事業分）

2 公募の趣旨

本募集は、東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、岩手県宮古市先行事業分の災害廃棄物を処分する者（以下「処分業者」という。）の登録名簿を作成するために実施するものです。

3 事業概要

(1) 災害廃棄物の種類、数量等

処分する災害廃棄物の搬出場所、種類、量及び搬出期間（予定）

搬出場所	岩手県宮古市磯鶏（藤原埠頭仮置場）	
災害廃棄物の種類、量	混合廃棄物 （建設混合廃棄物、廃機械・機器類）	1,000 トン
搬出期間	平成 23 年 10 月から 11 月まで	
運搬方法	鉄道貨物輸送	

(2) 災害廃棄物の運搬方法

岩手県宮古市藤原埠頭仮置場から処分施設までの運搬は、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）の委託する事業者が行います。

(3) 公募区分

公募区分は、次の 2 種類です。

公募区分	処理方法
1	建設混合廃棄物破碎処分
2	廃機械・機器類破碎処分

(4) 災害廃棄物の処分期間（予定）

平成 23 年 10 月下旬から 11 月下旬まで

4 対象事業者

災害廃棄物の種類及び処理方法ごとに、「東京都災害廃棄物処分業者登録基準（岩手県宮古市先行事業分）」（別表）に定める登録基準をすべて満たす者。

5 応募手続

(1) 応募期間

平成 23 年 10 月 3 日（月）午前 9 時から平成 23 年 10 月 7 日（金）午後 5 時まで

申請者は、(3)に規定する応募書類を、応募期間最終日時までに東京都担当者に直接提出することとします。

(2) 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 応募書類

ア 東京都災害廃棄物処分業者登録申請書（岩手県宮古市先行事業分）（様式 1）

イ 処分概要説明書（岩手県宮古市先行事業分）（様式 2）

記載事項が多く、様式 2 の記入欄では記載できない場合には、別途、様式 2 に沿って用紙を追加してください。

(4) 提出部数

上記ア、イの書類を 1 セットにして、2 部提出してください。

(5) その他

応募書類は原則 A 4 サイズとします。

なお、提出された応募書類は返却いたしません。

6 処分業者の決定等

(1) 審査方法

- ・ 応募書類は、事務局にて 4 の登録基準に該当するか審査（第一次審査）を行います。
- ・ 第一次審査の結果、登録基準に適合する申請者については、東京都により処分施設が適切に管理・使用されているか確認（現場審査）をします。
- ・ 現場審査の結果、処分施設が適正に管理・使用されている申請者については、処分業者として要綱第 4 条第 5 号に掲げる名簿に登載します。

(2) 審査結果

申請者のうち(1)に掲げる名簿に登録を行った申請者に対しては登録を行ったことを、又、登録を行わなかった申請者に対しては、登録を行わなかったことを連絡いたします。

なお、審査内容に関する質問等はお受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7 委託契約

岩手県と公社との間で災害廃棄物の処理委託契約を締結するとともに、「被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置（平成 23 年政令第 215 号、平成 23 年環境省令第 15 号）」に基づき、公社と処分業者との間で災害廃棄物の再委託の契約を締結することにより、災害廃棄物の処理を進めることとします。

なお、再委託契約に関する事項については、別途ご連絡いたします。

8 その他

- (1) 実際に処分を委託する際には、被災地が選定した処分業者と公社が再委託契約を締結することとします。

(2) 今回の先行事業については、本格実施を踏まえ受入業務に習熟していただくために3～5社程度に処分を委託する予定です。そのため、処分業者となっても、処分を委託しない場合もあります。

(3) 申請書に記載した受入可能量を必ずしも依頼するとは限りません。また、受入可能量をノルマとして課すこともありません。

(4) 処分費用の請求等

別途、再委託契約締結時に公社と調整させていただきます。

(5) 東京都埋立処分場における残さ物の受入

処分業者が行った災害廃棄物量の破碎処分後の残さ物については、東京都が指定する期間に限り、次の処分料金により東京都の埋立処分場へ搬入することができます。

9.5円/kg(平成23年9月現在。重量比で受け入れた災害廃棄物量の30%の量を上限とする。)

(6) 災害廃棄物等の放射能測定結果

「岩手県による災害廃棄物等の放射能測定結果」(参考資料)を参照してください。

(7) 今後の受入

岩手県宮古市本格事業分及び他の地域からの受入分については、別途、公募を予定しておりますが、その際の登録基準及び処理する災害廃棄物の種類等については、今回と異なる場合もあります。

今後、登録予定の種類は、次のとおりです。

- ① 可燃性廃棄物焼却処理
- ② 木くず再資源化
- ③ 廃置破碎処分
- ④ 収集運搬

東京都災害廃棄物処分業者登録基準（岩手県宮古市先行事業分）

東京都環境局廃棄物対策部

・登録基準は、災害廃棄物の種類及び処理方法ごとにそれぞれの登録基準をすべて満たす者とする。

登録区分	災害廃棄物の種類	処理方法	登録基準						
			産業廃棄物 処分業許可	処理能力	施設要件	施設所在地 要件	第三者評価	施設許可	可燃残渣物 の処分
1	建設混合廃棄物	破碎処分	中間処理(破碎) 金属くず、廃プラスチック類、 木くず及びガラス・コンクリート・陶磁器くずを全て含む。	100トン/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・集塵設備にバグフィルター、電気集塵装置又は湿式スクラバーを有すること。 ・搬出入時に災害廃棄物の計量を行う台貫を有すること。 ・処分施設内に、運搬用20フィート鉄道コンテナが荷下しできる場所があること。 	都内に限る。	産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルを取得していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の許可を有する者 又は ・都に産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に付いての特例の届を提出済の者 	100トン/日以上処理能力で、かつ、都の指定する集塵設備 [※] を有する都内の産業廃棄物処理施設にて焼却処分すること。
2	廃機械・機器類	破碎処分	中間処理(破碎) 金属くず、廃プラスチック類及びガラス・コンクリート・陶磁器くずを全て含む。	100トン/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・集塵設備にバグフィルター、電気集塵装置又は湿式スクラバーを有すること。 ・搬出入時に災害廃棄物の計量を行う台貫を有すること。 ・処分施設内に、運搬用20フィート鉄道コンテナが荷下しできる場所があること。 	都内に限る。	産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルを取得していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の許可を有する者 又は ・都に産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に付いての特例の届を提出済の者 	100トン/日以上処理能力で、かつ、都の指定する集塵設備 [※] を有する都内の産業廃棄物処理施設にて焼却処分すること。

※ 都の指定する集塵設備:バグフィルター及び活性炭吹込装置若しくはバグフィルター及び湿式排煙脱硫装置とする。

様式1

平成23年 月 日

東京都災害廃棄物処分業者登録申請書
(岩手県宮古市先行事業分)

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

災害廃棄物の処分業者の募集に、必要書類を添えて応募いたします。

事業の概要	別紙「処分概要説明書」のとおり
産業廃棄物 許可等	・ 産業廃棄物処分業許可番号 ・ 東京都第三者評価制度認定番号 <input type="checkbox"/> 産廃エキスパート <input type="checkbox"/> 産廃プロフェッショナル
連絡先	① 担当者所属 氏名 ② 電話番号
※受付欄	

様式2

平成23年 月 日

処分概要説明書（岩手県宮古市先行事業分）

事業者名称	
1 登録の区分	<input type="checkbox"/> 建設混合廃棄物破碎処分 <input type="checkbox"/> 廃機械・機器類破碎処分
2 処理施設	<p>① 処理施設所在地</p> <p>東京都</p> <p>② 処理能力 トン/日</p> <p>③</p> <p><input type="checkbox"/> バグフィルター 有</p> <p><input type="checkbox"/> 電気集塵装置 有</p> <p><input type="checkbox"/> 湿式スクラバー 有</p> <p><input type="checkbox"/> 台 貫 有</p> <p><input type="checkbox"/> ダンプアップスペース 有</p> <p>④ 施設許可</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理施設の許可 有</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の特例届 済</p>

<p>3 受入条件</p>	<p>① 廃棄物の形状</p> <p>② 搬入時間</p> <p>③ 搬入車両の大きさ・重量</p>
<p>4 処理料金 (円/kg)</p>	
<p>5 受入可能量 (トン/月)</p>	
<p>6 処理残さ物 処理先</p>	<p>①有価物の売却 売却するもの 売却先の名称等</p> <p>②可燃性廃棄物処分先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名 ・施設所在地 東京都 ・処理（焼却）能力 トン/日 ・都の指定する集塵設備の有無： バグフィルター及び活性炭吹込装置 有 <input type="checkbox"/> <p>③不燃性廃棄物処分先</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者名 施設所在地 <p>④その他の廃棄物処分先</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者名 施設所在地

岩手県による災害廃棄物等の放射能測定結果

■災害廃棄物の放射能測定結果				
災害廃棄物	採取年月日	平成 23 年 7 月 13 日		
	放射性物質濃度	(134Cs+137Cs) 68.6 Bq/kg		
■焼却灰等の放射能測定結果				
焼却施設	宮古清掃センター (岩手県宮古市大字小山田第二地割岩ヶ沢 110 番地)			
焼却灰	施設概要	処理能力：186 t/日 (93 t×2 炉) 焼却方式：流動床式焼却炉		
	混合燃焼率	約 27% (22.70 t (災害廃棄物) ÷ 85.03 t)		
	採取年月日	混合燃焼時	通常時	
		平成 23 年 9 月 14 日	平成 23 年 9 月 9 日	
放射性物質濃度	133 Bq/kg	151 Bq/kg		
排ガス	放射性物質濃度	採取年月日	平成 23 年 9 月 14 日	—
		134Cs	不検出 Bq/m3	—
		137Cs	不検出 Bq/m3	—

＜受入基準＞

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン（環境省平成 23 年 8 月 11 日）」を適用する。

焼却灰	134Cs+137Cs	8,000 Bq/kg 以下
災害廃棄物焼却時の排ガス	134Cs :	20 Bq/m3 以下
	137Cs :	30 Bq/m3 以下

(参考データ)

種類	運営主体	施設数	焼却灰 (Bq/kg)		排ガス (Bq/m3)
			平均値	最小値～最大値	
清掃工場	東京二十三区清掃一部事務組合	20	3,005	974～12,920	不検出*
	多摩地域市町村・一部事務組合	17	1,786	331～3,409	不検出
焼却施設	産業廃棄物処理業者	13	1,032	55～4,260	—

「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について（平成 23 年 9 月 8 日東京都環境局）」及び「都内の産業廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について（平成 23 年 9 月 15 日東京都環境局）」のデータに基づき算定したものである。

※定期補修工事中のため、1 工場は測定していない。